

令和5年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第7回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和6年3月14日(木) 15:32~16:16

2 会場 : 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

3 出席者 : **【公益代表委員】** 4人(定数5人)
大坪 知弘
高田 亜朱華
平井 佐和子
丸谷 浩介(会長)

【労働者代表委員】 4人(定数5人)
河村 敏昭
小陳 武志
長嶋 良昭
野中 篤志

【使用者代表委員】 5人(定数5人)
伊藤 優子
中村 年孝
初田 寿
松本 恭子
吉岡 秀樹

【福岡労働局】 小野寺 労働局長
田村 労働基準部長
諏訪田 賃金室長 ほか

4 主要議題

- (1) 令和5年度最低賃金等の改正決定状況について
- (2) 令和6年度福岡県特定最低賃金の改正意向表明について
- (3) 令和5年度最低賃金履行確保等にかかる取組について
- (4) 令和6年度最低賃金審議会の進め方について
- (5) その他

5 審議内容

会 長 長 ただ今から、令和5年度第7回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。
なお、本審議会は公開となっております。
本日の委員の出欠及び定足数について、事務局に報告を求めます。

室 長 補 佐 本日は、公益代表委員の大坪稔委員と労働者代表委員の松本茜委員が欠席ですが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定足数を満たしており、本日の本会議は成立していることを御報告します。

会 長 はい、ありがとうございます。
議事に入ります前に、事務局から何かありますか。

室 長 補 佐 あらためて委員名簿をお配りしています。河村敏昭委員の現職の肩書が、全国ユニオン全国一般福岡地方本部書記長に変更となっております。

会 長 はい、ありがとうございます。
それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきます。
議事（1）の「令和5年度最低賃金等の改正決定状況について」です。
事務局から説明をお願いします。

賃 金 指 導 官 それでは、御説明します。
資料No. 1から5までは、地域別・特定最低賃金の改正状況についての資料となります。
そのうち、資料No. 1は、地域別最低賃金の改正金額を都道府県別に示しております。昨年10月14日までに全て発効されており、全国加重平均は1,004円となっております。
資料No. 2は、昨年の福岡の結審状況です。特定最低賃金5業種の引上額は、41円から48円までとなり、いずれも全会一致での結審となっております。
資料No. 4は、福岡の特定最低賃金5業種に関して、それぞれ金額の高い順に全国の状況をまとめたものです。
また、資料No. 5は、広島以西の福岡近隣地域の特定最低賃金の改正状況を改正の有無を含めて示しています。
以上です。

会 長 ただ今の説明について、何かありませんでしょうか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 それでは、次の議事に進めさせていただきます。
議事（２）の「令和６年度福岡県特定最低賃金の改正意向表明について」です。
資料Ⅱに、改正意向表明の書面がございますので、労働者側委員から改正意向表明の主旨の説明をお願いします。

野 中 委 員 それでは、資料Ⅱの資料No.1、１ページに添付されています鉄鋼産業の特定最賃の改正意向表明について、私の方から説明をさせていただきたいと思えます。

私たち、製鉄業を中心とする産業に従事する労働者で組織します労働組合といたしましては、今まさに春季生活闘争におきまして、地場、中小組織を中心に、この約30年間で経験したことのない12,000円以上を目安とした賃上げの実現に向けて要求を行っているところであります。

既にマスコミ等で御承知のとおり、昨日は鉄鋼大手の回答がありまして、日本製鉄が30,000円を要求して35,000円、プラス5,000円の回答が示されるなど、今月末から来月にかけて福岡に関係する中小の鉄鋼に関する企業が回答、交渉の山場を迎えるという状況になります。

先週、そういう中で、私たち、基幹労連の地場の中小関連組合の企業側に、私の方で各会社の役員の方等にいわゆる要請に行ってきたわけですが、会社側から言われたのが、「今、足元の採用状況が厳しく、定着率も課題となっている」、「こうした状況を踏まえながら、厳しい経営状況にあっても、組合からの要求である賃金改善については何らかの形で答えなくてはならない」と。そういった言葉が各経営者側の方から示された状況でもございます。国内全体が賃上げの気運が高まる中、鉄鋼、製鉄業におきましても、生き残りをかけた正念場にあるとの受け止めと同時に、足元の物価高も生活に影響を与えている実感が強くなっている状況に認識の違いはないということで感じ取ったところであります。

現在福岡県の鉄鋼の特定最低賃金が1,053円となっておりますが、鉄鋼製造現場における過酷な労働環境を踏まえるならば、その上での優秀な人材の確保定着といった喫緊の課題を克服するために、今、実践しておくべきことは魅力ある労働条件の大前提であります入りの賃金となる最低賃金の引上げであると考えております。

したがいまして、経済の好循環を含め、引き続き鉄鋼業の最低賃金の引上げに向けて改正意向表明を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

私の方から以上です。

長 嶋 委 員 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の意向表明をしました理由につきまして少々発言をさせていただきたいと思えます。

金額改正を申し出る理由につきましては記載のとおりでございますので、その背景について御説明差し上げたいと思っております。

今年の賃金改正の動きは昨年以上に組合の期待も非常に大きく、物価高、そし

て人手不足ということの環境の中で、実質賃金の向上など人材の確保につなげたい、これは労使ともに同じ思いということで、これを反映していると考えております。野中委員も先ほどおっしゃっていましたが、昨日、私たち、流通・小売・サービス業に多く従事する労働者で組織しています労働組合でも、いわゆる集中回答日ということでした。

本日、午前10時時点でまとめた集計結果でございますけれども、昨日中に解決を目指す組合は全国で173組合ございましたが、解決に至った組合につきましては正社員で127組合、パートタイマーにつきましては104組合の解決、妥結をしております。正社員で18,198円、5.91パーセント、賃金引上げ分の内訳ですけれども12,826円、4.05パーセントという結果になっております。これは、昨年同時期と比較をいたしまして、4,000円から4,500円高い金額で妥結をしているという状況でございます。パートタイムにつきましては、70.8円、6.45パーセント、昨年と比較して、両方とも大きく上回っている結果となっております。

回答条件につきましては、産別業種の要求基準を大きく上回るほぼ満額回答にて妥結をしていると言っても過言ではないと考えております。昨年、福岡県にて最低賃金協定を提出しました組合におきましても、昨日の深夜までにほぼ解決をしております、満額か若しくは満額に近い形で妥結をしている状況でございます。

人手不足により賃金確保に有利に働くよう、早めに妥結した組合が多かったのも、今年の春闘の特徴ではないかと思っております。集中回答日を待たずに妥結した組合は全国で29組合ございました。昨年同時期では16組合でした。これは、今年の要求を3月中に解決するようにと要求している組合が300組合ほどありますので、約1割が集中回答日を待たずに解決をしたという状況でございます。先ほども述べたとおり、労使ともに、採用に有利に働くよう早め高め広めの解決を図った表れではないかと考えております。また、初任給の引上げも、多くの労使、労組で対応されたということも特徴ではないかということをおきたいと思っております。

百貨店、総合スーパーという業種は人的集約産業とも言われております。人員の確保は非常に重要な課題でありまして、そのためにもこの産業で働く労働者の労働条件の向上、これは非常に重要であり、公正労働基準の確立、さらには魅力ある産業にするためにも最低賃金の引上げは不可欠と考えております。

以上の理由により、改正意向表明の主旨とさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

小 陳 委 員　　続きまして、私から残る3業種、資料のページで言いますと、3ページの電子部品・デバイス等製造業、それから、5ページの輸送用機械器具製造業、さらに、9ページの自動車新車小売業の最低賃金の改正意向表明について説明をさせていただきます。

3業種とも基本的には記載している理由は同じで、産業別の一般労働者と最低賃金の差が大きいこと、そして、2024年春季生活闘争において一般労働者の賃金改正が行われる動きにあることです。野中委員と長嶋委員から春闘の状況の話がそれぞれありましたが、全体的な春闘状況については私の方から少し御報告いたします。

連合としましては、3月4日の全国集計で要求書を提出した組合が3,726組合、その中で賃上げの要求を行った組合が3,449組合と、いずれも昨年を上回っており、そしてその賃上げの水準も17,606円、5.85パーセントで昨年を大きく上回っております。福岡の集計では16,551円、5.91パーセントで、現行の集計方式になった2015年以降では最高の高さになっております。また、有期短時間契約等労働者の賃上げ要求額が時給で75.39円、月給で14,780円と、これも昨年同時期と比べ大幅増となっております。

中小の経営者の方のお話を聞きますと、まだまだ労務費の価格転嫁が十分とは言えず課題を残す状況ではありますが、深刻な人手不足もある中で、昨年政府が示した労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針も活用され、中小企業の賃上げに向けた環境づくりを進められておりますので、この春闘を通じて県内の全ての労働者の賃上げが進むことを私どもとしては期待しております。

継続的な賃上げの必要性の認識は日本社会全体で高まっており、昨日から集中回答日を迎え、既に大手を中心とした多くの組合で満額回答、あるいは要求額を上回る回答が出された企業も出ております。

今年の春闘では多くの組合で並行して企業内最低賃金の引上げにも取り組んでおります。とりわけ人手不足が深刻化している中、労務費を価格転嫁することで、同業他社に仕事を取られることを防ぐという意味でも、特定最賃の引上げにより公正競争を担保しながら働く労働者の労働条件の底上げを図ることで、産業全体で人材確保を図り、産業の維持発展を図っていくことの必要性は増しております。各組織におきましては、本年の6月末までに必要書類を提出する予定にしております。

今後の事務局の御対応及び審議会での真摯な議論が行われることをお願い申し上げます。私からの説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

会 長 はい、ありがとうございます。
ただ今の説明につきまして、何かございませんでしょうか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 それでは、次に事務局から、特定最低賃金の改正意向表明後の流れについて説明をお願いいたします。

賃金指導官

ただ今、労働者側委員から説明のありました5業種の意向表明につきまして、令和6年2月までに提出がありました。令和6年6月末までに、特定最低賃金の改正にかかる労使協定が添付された申出書が提出されることとなります。

申出書が提出されましたら、事務局は申出書が要件を満たしているかの確認を行います。要件を満たしていましたら、その後の本審において、労働局長から特定最低賃金の改定の必要性の有無について諮問を行う流れとなります。

次に、特定最低賃金改正にかかる申出書の要件についてです。

昭和61年の中央最賃審議会の答申に基づき、適用労働者数のおおむね3分の1以上の労働者に関する労働協約を御用意いただきます。

では、適用労働者数につきましては、資料Ⅰの資料No.9、25ページを御覧ください。毎年12月1日時点における福岡県内の特定最低賃金の適用使用者数と適用労働者数を推定値として示しております。

「平成28年経済センサスー活動調査」を基本とした推定値から変更し、令和5年12月1日時点の推定値である令和6年度の適用労働者数については、新たに使用者数及び労働者数が公開された「令和3年経済センサスー活動調査」を基本とした推計値を採用しています。

なお、特定最低賃金改正に向けた要件につきましても説明します。

特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブで設定されるものです。そのため、関係労使でも自主的に協議を行っていただいた上で、全会一致の議決が原則となります。

また、福岡県特定最低賃金の5業種は、いずれも労働協約ケースです。改正決定の申出書に添付されている労働協約のうち、最も低い労働協約の賃金額を「超えて」特定最低賃金額を決定することは、労働協約締結の労使双方の意向に反するものとなるため、最も低い労働協約の賃金額が、金額審議における事実上の上限となります。

あわせて、改正決定の必要性有りを答申した場合は、金額審議に入る以上、1円以上の改正を行うことが原則です。

なお、最低賃金法第16条には、「労働局長は、地域別最低賃金額を上回る金額で特定最低賃金額を決定」しなければならない定めがあります。

以上をまとめますと、特定最低賃金額の改正金額は、福岡県最低賃金1時間当たりの金額及び前年の特定最低賃金額を超えて、かつ最も低い労働協約の賃金額を超えない金額の答申となることに御留意ください。

なお、最低賃金法第18条により、派遣労働者は、派遣先の事業の業種の最低賃金が適用されます。また、鉄鋼業については、日本産業分類の小分類に該当すれば、自ら設備を持たず、関連請負事業者として入構する事業所、「管理、補助的経済活動を行う事業所」も特定最低賃金適用に該当することを補足いたします。

次に、資料NO.10、27ページの「日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金

会 長 それでは、次に進みます。
議事（４）の「令和６年度最低賃金審議会の進め方について」です。
こちらの件は、議事録の署名について、皆様にお諮りしたい事項がございます。
まず、事務局より説明をお願いします。

賃金指導官 事務局からご説明します。
現状における福岡での議事録の取扱いとしまして、本審及び運営小委員会では、会長及び会長が指名した労使委員各１名、専門部会では、部会長及び部会長が指名した労使委員各１名の委員が署名を行っています。
事務局としましては、委員の皆様の御負担を少しでも減らし、迅速化を図るため、メールによる議事録の内容確認に変えることができればと考えております。
よろしくをお願いします。

会 長 ただ今の議事録の取扱いにつきまして、何か御質問はありませんでしょうか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 会長の私から、考えを述べさせていただきます。
当審議会の運営に当たっては、メールにより随時連絡調整を行っているところで
す。そのため、本審の議事録につきましても、会長及び会長が指名した労使委員各
１名がメールを使用した議事録の内容確認を行うこととし、署名までは行う必要が
ないと考えます。そのような方向で進めたいと思っておりますが、委員の皆様、い
かがでしょうか。よろしいでしょうか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 はい、どうもありがとうございます。
それでは、全体で、署名に代わる議事録を確認する方法に変更したいと思ってお
りますので、御了承いただきたいと思えます。それでは、事務局は本審運営規程(案)
を配布して、改正箇所の説明をお願いします。

事 務 局 (本審運営規程(案)を配布)

賃金指導官 それでは、改正箇所を御説明させていただきます。
資料の 29 ページにある資料No.11 の表裏が現状の本審運営規程でございます。そ
のうち 30 ページの第 7 条第 1 項のところに、現状の本審運営規程では、「会議の議

事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。」となっておりますところ、今、お配りをし、お示ししました本審運営規程（案）の第7条第1項では、「会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が確認するものとする。」としております。また、附則には、本日、「この規程は、令和6年3月14日から施行する。」としています。

会 長 はい、ありがとうございます。
委員の皆様、この本審運営規程の改正（案）でいかがでしょうか。
文面上は、署名の箇所が確認に変わったということで、事務局の職員が署名していただく委員の方を訪問することがなくなるのですが、それでよろしいでしょうか。

伊 藤 委 員 質問してよろしいでしょうか。

会 長 はい、どうぞ伊藤委員。

伊 藤 委 員 質問させてください。
この確認というのは、メールでの確認は結構なのですが、どのように確認したというところを確認されるのか、そのメールの返信でもって確認したということなのか、どのように考えていらっしゃるのか教えてください。

賃金指導官 事務局より回答させていただきます。
今、現状の署名のお話をしますと、会長と指名されました労使委員の各1名に、議事録を事務局より事前に郵送し、そのお送りした議事録を見ていただきまして、変更等の御指摘がございましたらそのやり取りをさせていただきまして、御指摘の箇所を訂正し、会長や署名していただく労使委員の各1名の方々にも変更内容を承諾いただいた上で、実際に署名いただく委員の方に直接お会いして署名していただいております。

では、メールに変更した場合ですが、現状と同じように、会長と会長に審議会で労使委員の各1名を指名していただきます。今度は電子メールにて、事務局が作成をしました議事録をお送りし、その後変更箇所等のやり取りをさせていただきまして、最終的に3名の委員の皆様から承諾という形でメールを確認して担保を取りまして、かつそのメールを保管させていただくということで、議事録の内容を確認していただいたものとすると考えております。

以上です。

会 長 伊藤委員、よろしいでしょうか。

伊藤委員 承知しました。
電子署名ということではなく、メールの返信でもって議事録の内容を確認したということですね。

賃金指導官 はい、そうです。

会長 おそらく、私が想定しているのは、議事録の確認の方を先に指名して、その方に議事終了後作成された議事録案をお示しして、その方が他の労使委員の方にお尋ねすることがあってもなくても、どちらでもいいとは思うのですけれども、その後に何月何日まで何かありましたらお返事くださいということで、もし何もなければ、この7条の規定の「議事録を作成し」というのは、おそらく主語は会長でしょうから、私の方で御意見いただいた、あるいはいただいていない議事録につきまして、訂正をするかしないかも含めて確認をして、その後にホームページ上に公開するという手はずになるかと思えます。

その過程において、修正訂正箇所、あるいは追加箇所などがあるというのがずっと疑義が残るということであれば、ずっとやり取りをしながら、その点、会長と事務局との間で調整をしながらやっていくということになるかと思っています。

私としてはそういうイメージなのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

賃金指導官 はい。

会長 では、そのように進めさせていただければと思いますけども、よろしいですか。

各委員 (異議なし)

会長 はい、では、そのように進めさせていただきます。
どうもありがとうございます。

それでは、この本審運営規程改正(案)のとおり改正することにしたいと思いません。

なお、運営小委員会、各専門部会の運営規程の改正につきましては、それぞれの開催時に審議していただくこととなります。

それでは、本日の議事録の確認は、

労働者代表委員 河村委員

使用者代表委員 中村委員

をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

河村委員 (承諾)
中村委員

会 長 ありがとうございます。
次に、別紙資料としまして、使用者側委員から提出されました書面がございます。
使用者側委員は、書面の主旨を説明してください。

松 本 委 員 はい、ありがとうございます。
資料が上から3番目の資料で別紙と書かれている資料でございます。
今回、ここに記載の福岡県商工会議所連合会会長、福岡県中小企業団体中央会会長、福岡県商工会連合会会長の合同で依頼をさせていただきます。この3団体につきましては、主として中小企業で組織されている団体ということで、3団体で依頼を申し上げる次第でございます。代表して商工会議所連合会から御説明をさせていただきます。

今回の依頼の主旨といたしまして、依頼文の中ほどにあります「福岡地方最低賃金審議会においても」というところがございますけれども、ここに記載していますように、県内の雇用の8割は中小企業が担っていることに鑑みまして、中小事業者特に小規模事業者の資料を充実した上で、令和6年度の最低賃金に関し、実態を踏まえた審議をお願いしたいということでございます。

言うまでもなく、最低賃金は地域における労働者の生計費、賃金、通常の実業主の賃金支払い能力の三要素を考慮し定めることとされています。本審議会におきましては、これまで関係資料をお示しいただき、データによる明確な根拠に基づく審議を行っていただいておりますが、提示いただいた資料を見てみますと、特に小規模事業者の賃金支払能力に関する資料は十分ではないと考えております。

私ども中小企業3団体としましては、昨年度過去最高の最低賃金引上げがなされたこともあり、中小・小規模事業者の経営や地域経済に与える影響を今後十分注視していくことが必要と考えております。令和6年度の当審議会におきましては、法定三要素に関する中小・小規模事業者の資料を充実していただき、事業者の実態を踏まえた審議を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

会 長 ただ今の説明につきまして、何かございませんでしょうか。

各 委 員 (な し)

会 長 よろしいですか。

では、私から少し質問があるのですが、内容のことで形式のことで両方質問があります。

まず、形式のことで言いますと、第1回本審を行う際に、いろいろな各団体から提出されている最低賃金の改定に関する意見が添付されますけれども、この依

頼の文書は、それとの関わりは何かあるのでしょうか。単なると言ったらなんですが、この審議会長あての依頼の文書であって、何かしらの一連の手続きとは関係のないものだと考えてよろしいでしょうか。

松本委員 意見書に関しましては、また改めて令和6年度の審議が始まりますので、それからの手続きと考えておりますけれども、今回の資料につきましては、令和5年度の振返りでもあり、ある意味、令和6年度の準備と言いますか、今までもいろんな資料を事務局から準備をさせていただいておりましたけれども、令和6年度の審議の前にこういう考えをお示ししたいということでございます。手続き上にどうこうというわけではなく、審議を始めるに当たって、こういう資料を準備していただければというお願いでございます。そのように理解していただければと思います。

会長 はい、分かりました。ありがとうございます。

それから、もう1点ですが、特に小規模事業者の賃金支払い能力に関する資料は十分に提示されていなかったと考えておりますということなのですが、具体的にこの資料がこれに当たるというものが何かありますか。

松本委員 はい。私、昨年度の資料を見てみたのですが、労働者の生計費関係ですと、例えば、厚生労働省が出している春闘を含む春季賃上げ妥結状況ですと、資本金10億円以上、従業員1,000人以上の労働組合のある企業であったり、例えば、連合福岡さんが出されている資料ですと、従業員300人未満の組合のうち従業員190人未満の組合ということで、なかなかデータの的には難しいと思いますけれども、いわゆる小規模事業者というのは5人以下、建設業者では20人以下の企業でございまして、それが従業員300人という大括りでされると、なかなか実態を踏まえていくことが難しいのかなという考えであります。

データの非常に難しいというのも承知しているのですが、できる限り、小規模事業者の経営状況とか、そういう置かれている状況とかをくみ取れる資料があればいいかなという主旨でございます。

会長 はい、分かりました。

そのような資料があるかどうかまだ特定はできないけれども、あるならばぜひということですね。

松本委員 そうですね。

加えて、通常の事業の賃金支払能力関係ですと、福岡ということですと、中小企業が資本金1,000万円以上であったり、日銀の資料だと資本金1億円未満という資本金の括りであります。一方、全国データで行きますと、中小企業庁が出さ

れている企業経営にかかる状況もありますので、もし、福岡ということで特定が難しいのであれば、全国ベースではこうであるとか、何かそういうお互いに会話をしながら工夫をし、より実態を示したものが出てくると非常に審議しやすいのではないかと考えております。

会 長 はい、ありがとうございます。
事務局は、何かその辺についてお考えはありませんか？

労働基準部長 資料については事細かく具体的な御要望も少しお聞きしているところです。

会 長 そうですか。

労働基準部長 それで、私どもで用意ができるものとできないものと、あと、もう少しお時間をいただいて確認をしたいものと、今、事務局の方で考えているところです。先ほど、松本委員もおっしゃっていましたが、厚生労働省として資料が用意できるものなどを、今、見ているところでございます。また、本省にも、この話を上げたいと思います。中小・小規模事業者の賃金引上げは、非常に重要になっているところで、私ども労働局には今、その資料がなかなか充実していないところです。目安額を示すことにも必要な資料だと思いますので、福岡地方最低賃金審議会の使用者側委員からこういう要望がありましたということをお本省にも投げて、また、本省に適切な資料があれば地方に資料の情報共有ができないか、要望を上げたいと考えているところでございます。

以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。
当審議会で扱う資料の種類などについては、本省からの指示が必要だということですか。

労働基準部長 いえ、独自で持っている資料があればということです。

会 長 それをください、ということですね。

労働基準部長 はい。
今、福岡地方最低賃金審議会の委員からこのような要望が出されているので、本省にも認知してもらいつつ、できれば令和6年度の資料に、より充実した資料が本省からももらえないかということをお上げたいということです。

会 長 分かりました。

そうしたら、福岡地方としては福岡地方のオリジナルの資料の種類を選別することは可能だということですか。

労働基準部長 はい、そうです。

会 長 そうしますと、この後、事務局と少し協議しようかと考えていたのですが、第1回本審が始まる前に、次年度の審議の進め方などについてであったり、作成される提出されるべき資料であったり、全体的な進め方などについて、イレギュラーではあるのですが、一度運営小委員会を開くことが必要かどうかについて事務局と相談させてもらってもいいですか。

労働基準部長 全然構いません。
ただ、どの会議でというのは今はお答えが難しいです。

会 長 そうですね。どういう形になるのか、もしかしたら本審を開くのかもしれませんし。

労働基準部長 この後というのは、今日の審議会の後ということですか。

会 長 今日ということではないですけど、本来であれば、来年度の審議会、つまり今年の7月が第1回本審になるはずなのですが、7月の本審に入ると審議の中身に入るのので、それに先立って、少しやり方なども考えつつ、事前に協議ができることが必要かなと考えておりますので、その辺を事務的に進めさせていただければと思います。もちろん、私だけで決めるわけではありませんし、どういった形か、それぞれ三者が入って話をするという機会があればいいかなと思っています。

ほかに何かありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

各 委 員 (な し)

会 長 それでは、先ほどの御意見に従いますと、最低賃金の改正の議論を行うに際しまして、少しでも中小・小規模事業者の資料を充実するということは非常に望ましいことだとも考えております。

事務局は、入手可能な範囲での資料をできる限りの範囲で収集をお願いしたいと思います。

本審委員におかれましても、中小・小規模事業者の資料がありましたら提出を、それぞれのお立場でも結構ですし、こういうのがあるよということをお伝えいただいても結構かと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次に議事（5）の「その他」でございます。
委員の皆様から何かございませんでしょうか。

各 委 員 (な し)

会 長 よろしいですか。
それでは、事務局より何かございませんか。

賃金指導官 それでは御説明させていただきます。
第53期委員の皆様は任期は2年ですので、翌年の令和7年3月までとなっております。令和6年度の審議会につきましても、よろしくお願いたします。
令和6年4月に入りましたら、年度前半の審議日程の調整を行います。また、今年度の第1回本審で確認されましたとおり、特定最低賃金に関する意見発表実施要領の審議及び意見発表につきましては、令和6年度は運営小委員会ではなく本審で行うこととなります。
以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。
予定していた時刻よりも少し早い時間なのですが、委員の皆様からあるいは事務局から何かございませんでしょうか。

各 委 員 (な し)

会 長 それでは、これをもちまして、本日の審議会を閉会とします。
お疲れさまでした。